

令和2年1月23日

公告第 2-1 号

大阪府貨物運送健康保険組合
理事長 田中秀和
(公 印 省 略)

健康保険法第47条の2に規定する当組合管掌
健康保険の標準報酬に関する件

健康保険法第47条の2に規定する当組合の管掌する健康保険の令和元年9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額を標準報酬の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬は次のとおりであるので公告する。

標準報酬月額 340,000 円	標準報酬日額 11,330 円
------------------	-----------------